

外因死者遺族の心情に配慮した対応の教育

研究分担者 反町 吉秀 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
自殺総合対策推進センター 地域連携推進室長

研究要旨：外因死で亡くなった人の遺族には、生活上の支援や心のケアが求められることも多く、関係者への啓発や教育が求められる。しかし、我が国では、犯罪被害者や自死遺族での取り組みの進展を除くと、外因死遺族にかかわる関係者への啓発や教育は進んでいない。そこで、本研究では、外因死者遺族の心情に配慮した関係者への啓発や教育プログラムを作成するため、国内の制度並びに海外の先進事例についての文献的検討を行うとともに、外因死で亡くなった人に対する死因究明プロセスにかかわる人たちを対象としたシンポジウムを開催することにより、課題抽出を行った。その結果、我が国における外因死遺族の心のケアについては、犯罪被害者遺族や自死遺族に対しては、相当程度の進展がみられるが、事故死遺族などでは、心のケアに関する公的なシステムに乏しいなど、外因の種類による取り組みのばらつきが非常に大きい現状にあることがわかった。我が国における今後の方向性として、外因の種類を問わず、外因死遺族に心のケアや関係者への啓発・教育を実施する法的基盤やシステムの構築が求められると考えられた。そのためには、海外の先進事例を参考とし、近く制定が予定されている死因究明基本法に、外因死遺族を含む、すべての検死対象者の遺族に対する支援を盛り込むことが有効であると示唆された。

A. 研究目的

外因死で亡くなった人の遺族は、特徴的なグリーフを経験する。ある程度死が予期されて亡くなった人の遺族と比較し、配慮あるグリーフケアや生活支援のための情報提供等を必要とすることが少なくない。従って、検死・死体検案のプロセスにかかわる警察官、検案医、その他保健医療関係者等には、グリーフケアや情報提供等で一定の役割を果たすことが期待される。その一方で、外因死で亡くなった方の遺族に対し、どのように対応したら良いかということについて、検死のプロセスにかかわる関係者への必要な研修は、犯罪被害者遺族、自死遺族に対するもの以外では、組織的な仕組みができておらず、これまでほとんど実施されてこなかった。また、研修のために必要なプログラムの開発も我が国では十分に行われてこなかった。従って、本分担研究では、外因死遺族にかかわる関係者に対する啓発・教育プログラムを作成するための課題抽出を行った。

B. 研究方法

1. 外因死遺族に対する心のケアに関する啓発・教育について、それを支える制度的基盤を含めて、国内外の制度や先進的取り組みについて、文献的検討を行った。2. 外因死遺族に接する法医学者、検

死担当医、警察官等を対象に、日常業務において、外因死遺族の心をケアしながら、必要な情報を提供するには、どのような点に配慮すべきかをテーマとするシンポジウムを開催した。そのことにより、我が国における外因死遺族の関係者に対する啓発・教育プログラムを作成するために必要な課題等を抽出して、検討した。

C. 研究結果

1. 文献的検討

1) 我が国における制度的検討

外因死遺族にかかわる関係者への啓発・教育を可能とする制度について、犯罪被害者、自死遺族、事故遺族についてそれぞれ検討した。

殺人事件等による犯罪被害者の遺族に対しては、犯罪被害者等基本法（2004年施行）や犯罪被害者等基本計画により、心のケアが制度的に支えられており、警察組織並びに犯罪被害者支援の民間団体により、心の支援が実践されている。また、関係者への啓発・教育が組織的に行われている。ただし、親族間殺人の被害者遺族は、原則的にこの支援システムの枠から外れてきた。警察庁有識者会議は2017年にこの点について見直しの提言を行っており、それを受けて、警察庁が制度改定を行うことが期待されている。

事故死の遺族については、周知の通り、労働災害事故、交通事故については、法律に基づく経済的補償制度や支援組織が存在する。大規模自然災害の被災者については、災害救助法による支援が経済的補償を含めて行われる。大規模自然災害の遺族に対する心のケア等も、民間団体による支援に依存している現状がある。学校における事故によるケガや死亡については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に経済的補償がある。しかし、事故死の遺族に対する心のケアやグリーフサポートについては、事故の種類により多少の濃淡はあるが、総じて、公的な体制の整備は不十分である。

自死遺族の支援については、自殺対策基本法（2006年施行、2016年改正）にて、法律の目的の一つとして、明確に位置づけられており、遺族支援は行政の責務であることが明記されている。そして、自殺総合対策大綱（2017年改正）においては、遺族に対する心のケアと合わせて生活支援や心のケアにかかわる情報提供や関係者への普及・啓発に行政が取り組むことも明記されている。

全体を通じて、我が国においては、外因死遺族に情報提供や心のケアを実施したり、関係者への普及・啓発を包括的に実施する法的な基盤やシステムが乏しいことが把握できた。

2) 海外における先進的な取り組み

オーストラリアでは、死因究明制度として、コロナー制度が採用されている。これは、コロナーと呼ばれる法律家が、死因を含む死をめぐる事実関係の究明に法的な責任を負っている制度である。オーストラリアの中でも最も先進的とされるビクトリア州では、コロナー事務所と法医学研究所が同じ建物内に設置され、コロナーの指揮の下、共同して検死のプロセスが実施されている。ビクトリア州法医学研究所では、法医看護師 (forensic nurse) が配置され、遺族への情報提供や解剖の承諾等について遺族とのコミュニケーション役を担っている。解剖の承諾を取るにあたっては、宗教上等の理由により遺族がどうしても解剖を受け入れられない場合は、解剖を拒否する権利があることを前提に、遺族に寄り添いながら、粘り強い説明を行っている。また、ビクトリア州コロナー事務所のホームページやパンフレットには、すべての検死対象者（すなわちすべての外因死者を含む）の遺族に向けたわかりやすい情報提供がなされている。そのため、遺族はそれらの情報を元に、必要な生活上の支援や心のケアを求めることができる環境が整えられている。

アイルランド共和国では、健康研究庁の資金提供により、自殺予防財団により開発された自死遺族支援・情報システムウェブサイトが運営

されている。自死遺族には、自殺に引き続き起こる出来事における実務的なアドバイスや、どんな時に、外部に助けを求めるべきか、専門職による支援へのアクセスの仕方、スピリチャリティ・宗教・信仰についてどう考えたら良いのかについて、アドバイスが伝えられている。このサイトの特に注目すべき点は、遺族に対する支援情報に加え、保健医療従事者（家庭医並びに精神保健医療従事者を含む）、一般住民に対する情報提供がなされていることである。自死遺族への対応の仕方が、動画を用いてわかりやすく説明されている。詳細は、別項に譲る。

参考文献・サイト)

- 1) 犯罪被害者等基本法（2015年改正）：
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kihon/hou.html>
- 2) 警察庁. 第3次犯罪被害者等基本計画（2016年）：
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/pdf/info280401-dai3keikaku.pdf>
- 3) 自殺対策基本法（2016年改正）：
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/000122062.pdf>
- 4) 厚生労働省. 自殺総合対策大綱（2017年改定）：
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/000172329.pdf>
- 5) Coroners Court of Victoria URL:
<http://www.coronerscourt.vic.gov.au/>
- 6) 反町吉秀、瀧澤透. Public Health and Safety と死因究明制度 公衆衛生の立場から. 公衆衛生 2015; 79(5) : 330-334
- 7) National Suicide Research Foundation, Ireland. Second Report of the Suicide Support and Information System 2013.
<https://www.drugsandalcohol.ie/20508/1/ssisreport.pdf>
- 8) 本橋豊、清水康之、反町吉秀、石原憲治、岩瀬博太郎. アイルランド共和国における自殺対策について～その死因究明制度と全国自傷・自殺未遂登録制度並びに自殺対策への波及効果を中心に. 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））研究「学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究」（研究代表者：本橋豊）分担報告書. 2017年 pp69-84.
- 9) 石原憲治、反町吉秀. アイルランドの死因究明・死亡証明・死亡統計. 医事新報 2017; 4865: 18-19

2. シンポジウムを通じての課題抽出

外因死遺族にかかわる関係者に対する啓発・教育を実践するとともに、課題を抽出するため、下記のようなシンポジウムを企画・開催した。

名称：外因死遺族支援シンポジウム「事件、事故、自死で家族を亡くされた方への支援を考える」
日時：平成30年3月8日14:30～17:00 場所：ピアザ淡路305号室（滋賀県大津市）対象者：滋賀県法医学会会員（滋賀医科大学法医学教室、検察を担当する臨床医、警察官等により構成される）
コーディネーター：辻本哲士（滋賀県精神保健福祉センター長）シンポジスト：反町吉秀（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所・自殺総合対策推進センター地域連携推進室長）、黒田啓介（土井法律事務所/ 滋賀県弁護士会 弁護士）、松村裕美（おうみ犯罪被害者支援センター理事・支援局長）、赤塚等（滋賀県警察本部警務部警察県民センター調査官）

各シンポジストの発表内容概要は次の通りである。

「外因死遺族支援に関する論点と海外の先進的取組」（反町吉秀）：最初に外因死遺族に対しては、外因の種類を問わず支援が必要である理由の説明がなされた。その上で、各種外因による遺族支援の我が国における法的基盤と現状について論じられた。ついで、海外における遺族支援の先進的取組みとして、検死となった対象事例全ての遺族に対して、情報提供と一次的支援が行われているオーストラリアビクトリア州における先進的な取組みを紹介された。更に、自死に限定はされているが、遺族だけでなく、関係者に対しても、啓発と情報提供をホームページで実施しているアイルランド共和国における先進的取組みが紹介された。

「自死遺族支援における弁護士の役割」（黒田啓介）：新しい自殺対策大綱では、政府の責務として、自死遺族に対して法的問題についても情報提供することとなっている。自死者の法律問題は、自死によっては解決しない。なぜなら、遺族が様々な法律問題を引き継ぐことになるからである。鉄道自死による補償、賃貸借物件の心理的瑕疵の問題、生命保険の自殺免責問題、過労死が労災認定されるか等々。したがって、自死遺族には、様々な法律問題に対する支援が必要とされることがある。弁護士の役割としては、複雑な法律問題を代行することがある。それに加えて、弁護士の役割として、「なぜ、自死で亡くなってしまったのか」という問いを、遺族と一緒に考えともに戦うことがある。自死が起こったことは、自死者のせいではない、ということは何らかの「正当性」を持って話す役割がある。そのことが、遺族から法律家が感謝されることである。

「犯罪被害における支援者の役割」（松村裕美）：平成16年に被害者等支援法ができた後、認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センターは滋賀県公安委員会の指定を受けた。現在、人口あたりの相談件数が、全国の犯罪被害者支援センターの中で一番多いセンターとなっている。このセンターでは、警察への被害届を出したか否かに関係なく、本人が被害を感じたら相談を受けることができる、という方針にしている。相談のプロセスとして、電話相談後、面接相談に移行する。警察、裁判所、弁護士事務所、マスコミ取材、産婦人科受診などへの同行を、直接支援として行っている。平成26年には、性暴力被害者の相談を、24時間365日、専門の看護師が相談に乗るホットラインone stop service Satokoも設立した。プライバシーへの配慮を行った上で、相談事例3例の紹介が行われた。事例1：親族間殺人の遺族からの相談。親族間殺人においては、犯罪被害者等支援法に基づく、遺族補償制度が使えないことに加え、罪責感等で精神的に追い詰められたり、様々な困難な状況に置かれている事例。事例2：交通事故の被害後、うつ病となり自殺した方の遺族からの相談。遺族が、警察官に取り調べられ、精神的苦痛を感じた事例。事例3：犯罪被害者が数年後亡くなり、司法解剖された事例。法医学者による遺族への説明の際、司法解剖記録に添付された写真を一瞬目にした遺族が悲しみを新たにした事例。

まとめとして、各種専門家による実務的支援に加え、心のケアの必要性が強調された。

「犯罪被害における警察の役割」（赤塚等）：犯罪被害者等基本法は、被害者にとっては憲法のようなものである。第3次犯罪被害者等基本計画には、5つの重点課題があり、滋賀県の計画も作られている。滋賀県の犯罪被害者支援体制として、大きな警察署にはそれぞれ、被害者支援係りがあり、被害者支援要員が配置されている。交通事故被害者遺族の手記が紹介された。遺族支援の一つとしてマスコミ対策がある。公費負担制度により、性犯罪受診、診断書料、ハウスクリーニング、司法解剖後の遺体搬送経費等がカバーされている。犯罪被害者カウンセリング制度により、無償で臨床心理士のカウンセリングを受けることもある。裁判における被害者対応を行うこともある。シンポジスト並びにフロアから出された主な質問や意見は、次の通りであった。

・検死を担当していて、長時間労働による過労死と思われる事例に遭遇することがあるが、その場合、遺族にはどこに相談するように伝えたら良いか。

・司法解剖に際しては、最近では、解剖後の遺体の手当てを行ったり、司法解剖写真が遺族に見え

ないように配慮しながら説明を行ったり、遺族に対してできる限りの配慮をするようにしている。

・海外においては、賃貸借物件の心理的瑕疵は問題になっていないのか？

・日本の法律家の間では、外因死という概念はない。世界的にはどうなのか？

・相談者は、まず何よりも、話を十分に傾聴して欲しい。十分傾聴してもらい、信頼関係ができてから、いっしょに問題を整理し、その後、具体的な問題の解決に向かうというステップとなる。

ところで、専門家はそのステップを省略して、自分の守備範囲で、具体的な課題の解決に向かおうとする傾向がある。そのような対応がなされると、相談者は、話をきちんと聴いてもらえないという違和感を持ち、相談者への信頼感が得られないことがある。その結果、相談はうまくいかなくなってしまうことがある。これは、「よりそいホットライン」の相談分析検討に關与して得られた教訓である。

・遺族支援のための予算確保には、予算計上の根拠となる法的根拠が必要となってくる。今後法制化が予定されている死因究明基本法の中に、遺族支援について記載がなされることが重要である。

以上、このシンポジウムでは、外因死遺族支援をめぐる多種類かつ多角的な課題について、指摘と検討がなされた。

D. 考察

1. 文献的検討

1) 我が国における制度的検討

外因死遺族の心のケアや関係者教育に関する法的基盤については、犯罪被害、事故、自死で大きく異なることが確認された。また、事故死については、事故死の種類によっても、経済的補償システムの有無等について、大きく異なっていた。ただし、事故死の遺族の心のケアやそれについて関係者への普及・啓発については、種類を問わず、心のケアに関する公的システムが十分に確立されているとはいえない状況であることが確認された。全体を通じて、我が国においては、外因死遺族に必要な情報提供や心のケアを実施したり、関係者への普及・啓発を包括的に実施する法的な基盤やシステムが乏しいことが把握できた。

2) 海外における先進的な取り組み

オーストラリアビクトリア州では、遺族への情報提供や解剖の承諾等について遺族とのコミュニケーション役を担う専任の看護師配置され、成果を挙げていることが把握できた。我が国には見られない制度であるが、検死のプロセスにおける遺族への情報提供とプライマリーな心の

ケアの実現に、参考となるシステムと考えられた。ただし、このようなシステムを導入するには、検死プロセスにおける遺族支援専属スタッフを雇用する予算措置等の行政上の対応が必要となるとともに、看護職に対する法医看護学 (forensic nursing) に関する研修や教育コースが求められることになるかもしれない。

オーストラリアビクトリア州では、コロナー事務所のホームページに、検死対象となったあらゆる遺族に向けて、検死・解剖プロセスやコロナー制度の説明、法律上の問題や心のケアに関する相談機関等の紹介を行うことにより、検死の時点ですぐに必要となる情報から、数ヵ月後に必要となる情報まで、遺族にとって必要な情報を悉皆的に提供している。遺族が生活上の問題に遭遇したり、心のケアが必要となった時に、適切な期間にアクセスするために貴重な情報を提供していると言える。我が国においても監察医制度のある東京都においては、東京都監察医務院が、ホームページ上で、遺族に対する情報提供を行っている。

アイルランド共和国で運用されている自殺対策支援・情報システムウェブサイトは、自死遺族へのサポート情報に加えて、家庭医や精神保健医療従事者への自殺念慮者や自死遺族への対応などについて、わかりやすい情報提供を行っていることは、我が国においても、自死遺族にかかわる関係者の啓発や教育プログラムを検討する上で、大いに有用である。また、このシステムは、自死だけでなく、他の外因死にも対象を広げて、情報提供を行うシステムを想定することができ、外因死遺族にかかわる関係者への啓発・教育システムを検討する上で大変参考になる。

2. シンポジウムを通じての課題抽出

黒田氏からは、自死遺族に必要な生活支援としての法的支援と広い意味での死をめぐる事実関係の究明求める支援の実際が示された。自殺対策基本法において、遺族の支援が、行政の法的な責務として規定されている自死遺族支援は、しっかりした支援が行われていることもあることが、示された。

松村氏からは、犯罪被害者について、かなり踏み込んだ心のケアが行われている事例があることが示された。一方で、犯罪被害者等支援法の枠組みから外れた親族間殺人の遺族支援には課題があることも示された。

赤塚氏からは、滋賀県警察における犯罪被害者遺族の支援体制の現状について、説明がなされ、警察署に犯罪被害者支援要員が配置される等、犯罪被害者の遺族に対する心のケアの体制も相当程度進展していることが伺われた。

全体として、外因死遺族支援は (心のケアも含む)、外因の種類により、基盤となる制度もばら

ばらであり、千差万別であることが浮き彫りとなった。換言すれば、外因死遺族に情報提供や心のケアを実施したり、関係者への普及・啓発を包括的に実施する法的な基盤やシステムが乏しいことがわかった。外因死遺族の関係者に普及啓発や教育を推進するには、教育プログラムの作成とあわせ、それを支える基盤づくりが必要なことが推察された。そのためには、死因究明基本法に外因死遺族支援を盛り込む、検死プロセスに遺族と接する関係者に対する啓発・教育を行政の責務として盛り込まれることが期待された。

E. 結論

我が国における外因死遺族の心のケアについては、犯罪被害者遺族や自死遺族に対しては、相当程度の進展がみられるが、事故死遺族などでは、心のケア公的なシステムに乏しいなど、外因の種類による取り組みのばらつきが非常に大きい現状にある。換言すれば、外因の種類を問わず、外因死遺族に心のケアや関係者への啓発・教育プログラムの作成とあわせ、それを実施する法的基盤やシステムの構築が求められると考えられた。そのためには、海外の先進事例を参考とし、近く制定が予定されている死因究明基本法に、外因死遺族を含む、すべての検死対象者の遺族に対する支援を盛り込むことが有効であると示唆された。

G. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況 予定なし。